

# 林業信用保証の保証制度改定のお知らせ

平成19年10月1日より以下の保証制度改定を実施いたします。

## 1 保証料率区分の見直し

従来3区分としていた保証料率区分を8区分に見直しします。  
国の実施する制度資金の保証料率については、一般資金の2分の1などの低位な設定としています。

### 改定後の保証料率

(年率 %)

区分								
制度資金	0.10	0.20	0.30	0.45	0.55	0.65	0.75	0.90
	0.15	0.30	0.45	0.68	0.83	0.98	1.13	1.35
一般資金	0.20	0.40	0.60	0.90	1.10	1.30	1.50	1.80

(企業毎の保証料率は保証リスク(基金内部格付け)に応じて決定します。)

注1 制度資金のうち、に該当する資金は以下の通りです。

(1) 林業・木材産業改善資金

(2) 木材産業等高度化推進資金のうち、金融機関が行う各資金の貸付に都道府県が必要な原資の3分の1を供給する資金

注2 制度資金のうち、に該当する資金は以下の通りです。

(1) 木材産業等高度化推進資金のうち、上記注1-(2)に該当しない資金

(2) 林業経営改善計画認定者が造林もしくは育林を実施するのに必要な資金(林業経営改善計画の円滑な実施に資するものに限る)

(3) 認定合理化計画を実施するのに必要な資金

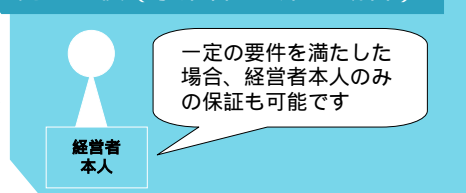
## 2 連帯保証人徴求人数の見直し

連帯保証人徴求人数を見直し、一定の要件を満たした場合、連帯保証人の徴求人数を1名といたします。

従来(事業者が会社の場合)



見直し後(事業者が会社の場合)



事業者が会社又は個人の場合で、かつ以下(1)~(2)のいずれかの要件を満たすことが条件となります。

(1) 保証付貸付金額が1千万円以内であること

(2) 財務、経営の健全性が高いと判断する事業者であること

注 上記要件を満たしていても、以下のケースに該当する場合、従来通り2名以上の連帯保証人の徴求をお願いする場合があります。

(1) 経営者本人の健康上の理由等のため、その後継者を連帯保証人に加える場合

(2) その他基金が事業者の財務、経営状況等による審査に基づき、連帯保証人の追加が必要と判断した場合

さらに詳しい内容については、当基金へお気軽にお問い合わせ下さい。

独立行政法人 農林漁業信用基金 (林業部門)

〒101-8506 東京都千代田区内神田1-1-12(コープビル11F)

TEL 03-3294-5585, 5586(保証課直通)

FAX 03-3294-5595